

平成 16 年 4 月 21 日政治倫理条例に関する懇談会会議概要

- 1 委嘱状を交付後、議長が挨拶した。
- 2 委員の互選により会長に吉野委員を決定し、会長指名により副会長に堀川委員を選出した。
- 3 議長の諮問を受ける。
- 4 政治倫理条例に関する懇談会設置までの経過をとよしま委員が説明した。
- 5 地方議会の仕組みと役割について、根岸委員が説明した。
- 6 基本的な考え方について、フリートークングした。
 - ・ あり方検討会で、政治倫理条例の制定で意見の一致を見なかったのはなぜか。
 - ・ あり方検討会で、審議会等に議員の参加は自粛するとあるが、今回の懇談会で 7 名の委員がでているのはなぜか。
 - ・ あり方検討会で、政治倫理条例の中身の検討はされたか。
 - ・ 政治倫理条例の対象は議員だけか、区長のものはどうするのか。
 - ・ たたき台を作って議論した方がスムーズに入れる。
 - ・ 区議会が見えにくい。議員は法令等を守っているか分らない。
 - ・ 禁止型（議員は何々をすべきではないと規定するもの）は細かくせざるを得ないので、憲法型（議員の権利、義務を規定するもの）でよいと思う。
 - ・ 議員は区民の付託に応える活動をすべきである。議員はどうあるべきか。
 - ・ 倫理は人に言われてやるものではない。自分の信念に基づいてやるのであれば、それを書くこともない。不祥事は表にでてこないこともある。問題を起こさないことを担保することも必要である。
 - ・ 公約が守られたか検証することは困難である。
 - ・ 地方議会の役割がはっきりすると行動様式が明確になる。
 - ・ 政治倫理条例を作る必要があるのか。
- 「禁止型、憲法型ではなく、新宿型を作っていく」ことが確認された。
- 7 今後、5月7日・28日、6月4日、7月16日・30日、8月20日、9月3日、10月15日・29日に開催することを決定した。
- 8 懇談会報告起草委員について、副会長を委員長として区民委員、議員委員、事務局委員から各1名を選出し構成することを確認し、次回決定することとした。

予定として、8月20日の懇談会まで議論し、その後起草委員の報告を中心に議論することとした。
- 9 次回、地方議会、議員の役割及び権限を中心に議論することを確認した。